

マイクロソフト社製OS「Windows 7」の延長サポート期間終了に伴う電子記録債権サービスの推奨環境の変更について

Windows 7は、2020年1月15日（水）以降、電子記録債権サービスの推奨環境の対象外とさせていただきます。

2020年1月14日（火）にWindows 7のマイクロソフト社による延長サポートが終了するため、それ以降はセキュリティ更新プログラムや有償サポートを含むすべてのサポートが受けられなくなります。

当該サポート終了に備え、早めに最新OS等の推奨環境への移行をお願いいたします。

※ Windows7 Professional、Enterpriseの拡張セキュリティ更新（ESU）プログラムを利用してサポート期間を延長している場合は除く。